

平成30・31年度の保険料率の算定について

保険料率の算定にあたっては、診療報酬改定、後期高齢者負担率の上昇、保険料の軽減特例措置の一部見直しによる保険料の実質増額などの要素を踏まえて、国から示される算定数値の情報を確実に把握し、当広域連合の保険給付費や被保険者数の的確な推計に努めるとともに、保険料の増加抑制に向け、剩余金や運営安定化基金などの活用等の措置も含めて検討していく必要があるものと考えています。

1 保険料率改定の主なスケジュール

平成29年 6月	○国への保険料率改定に係る要望・意見の提出 (全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて提出)
8～9月	○過去及び直近の状況を基に被保険者数、保険給付費及び所得の伸び率等の推計を行い、保険料の賦課総額を算出 (以後、より的確な推計を繰り返し行う)
10月～12月	○電算処理による保険料率の算出 ○ワーキンググループ構成員・代表幹事会構成市町村職員との協議・検討 ○検討委員会、代表幹事会、幹事会、運営調整会議での協議・検討
平成30年 1月～2月	○県知事との協議 ○平成30年第1回定例会において条例改正

2 保険料率算定のしくみ

別紙のとおり

3 低所得者に対する軽減措置・元被扶養者の軽減

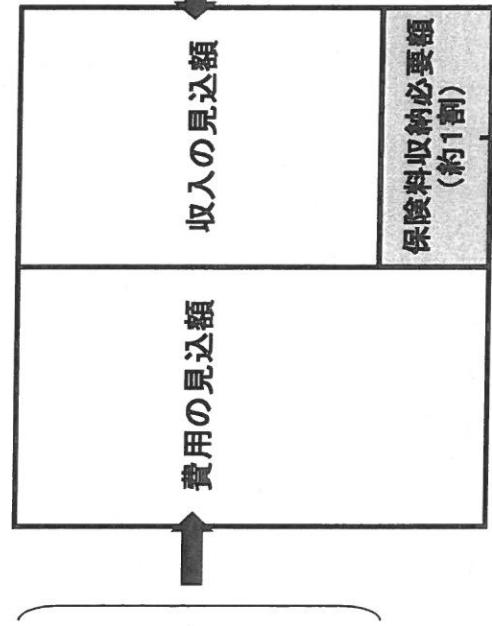
別紙のとおり

保険料率等の推移

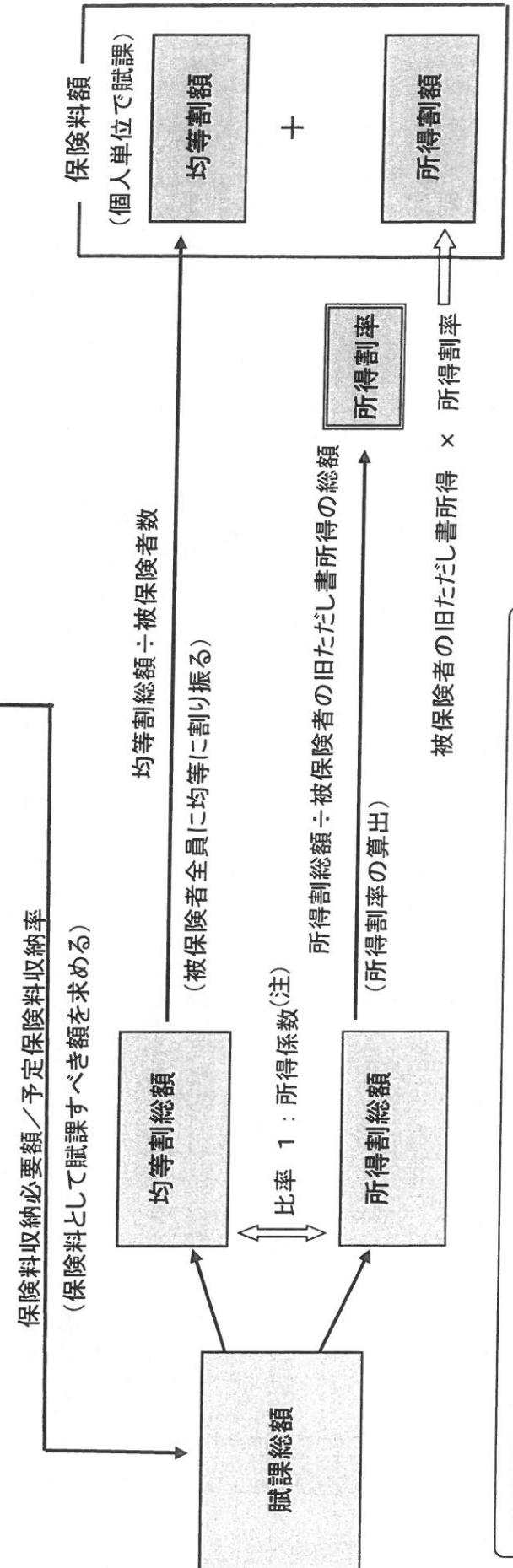
特定期間	均等割額	所得割率	賦課限度額
H20・21年度	50, 935円	9. 24%	50万円
H22・23年度	52, 213円	9. 87%	50万円
H24・25年度	55, 045円	10. 88%	55万円
H26・27年度	56, 584円	11. 47%	57万円
H28・29年度	56, 085円	11. 17%	57万円

保険料率算定のしくみ

- ① 給付費
- ② 財政安定化基金拠出金
- ③ 特別高額医療費共同事業拠出金
- ④ 保健事業費
- ⑤ 診療報酬査支払手数料
- ⑥ 葬祭費



- ① 国負担金(定率+高額医療費公費負担)
- ② 調整交付金
- ③ 県負担金(定率+高額医療費公費負担)
- ④ 市町村負担金(定率)
- ⑤ 後期高齢者交付金
- ⑥ 特別高額医療費共同事業交付金
- ⑦ その他



(注)所得係数 = 広域連合1人当たり旧ただし書所得／全国一人当たり旧ただし書所得

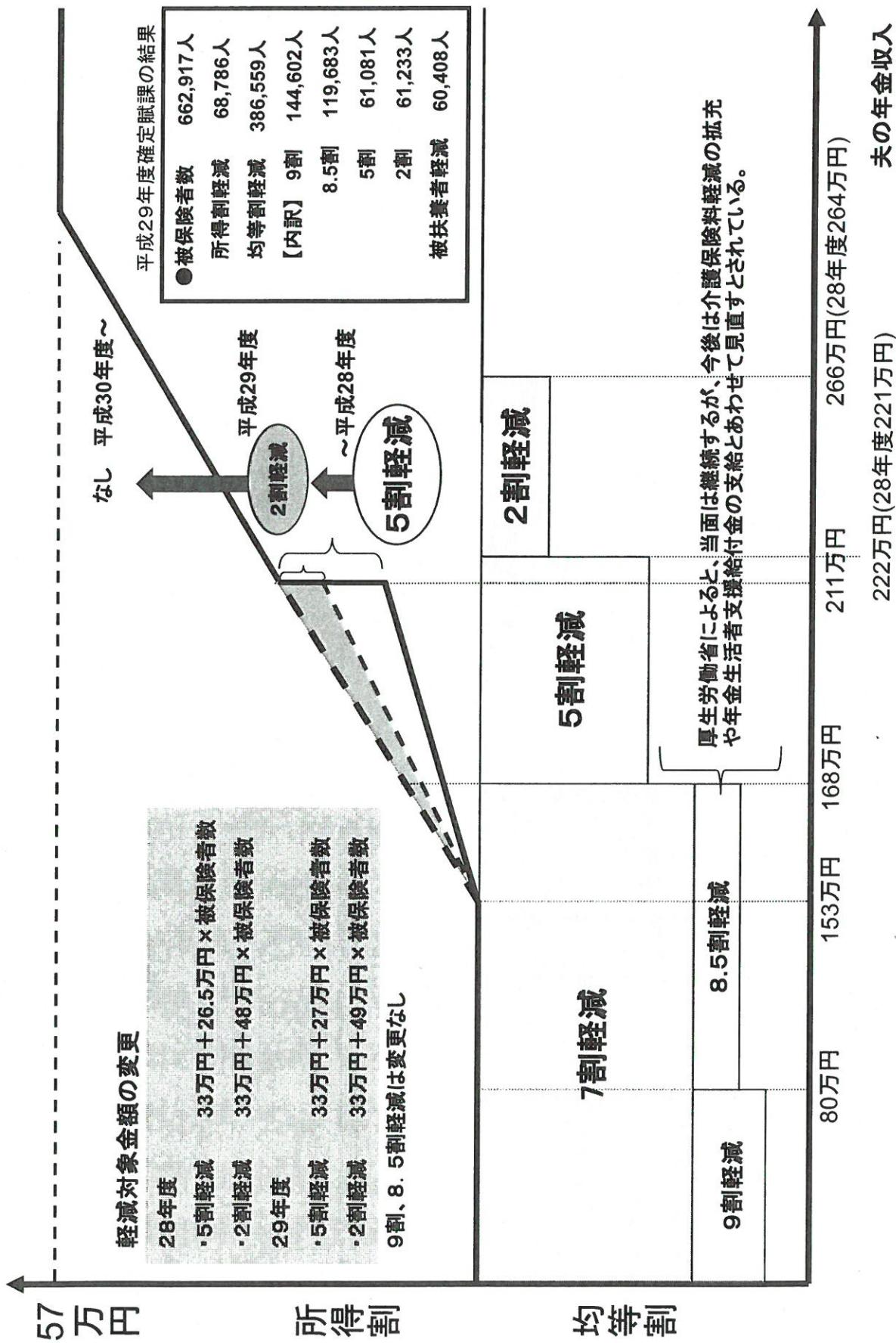
旧ただし書所得 = 総所得金額等 - 33万円(基礎控除)

※軽減措置あり

※賦課限度額 57万円

低所得者に対する軽減措置

年金收入でみた軽減イメージ【夫婦世帯の例(妻の年金収入80万円以下の場合)】



元被扶養者の軽減

